

平成23年7月13日

平成22年度電波の利用状況調査の評価の結果について
(平成23年7月13日 諮問第18号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(高橋課長補佐、北村係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

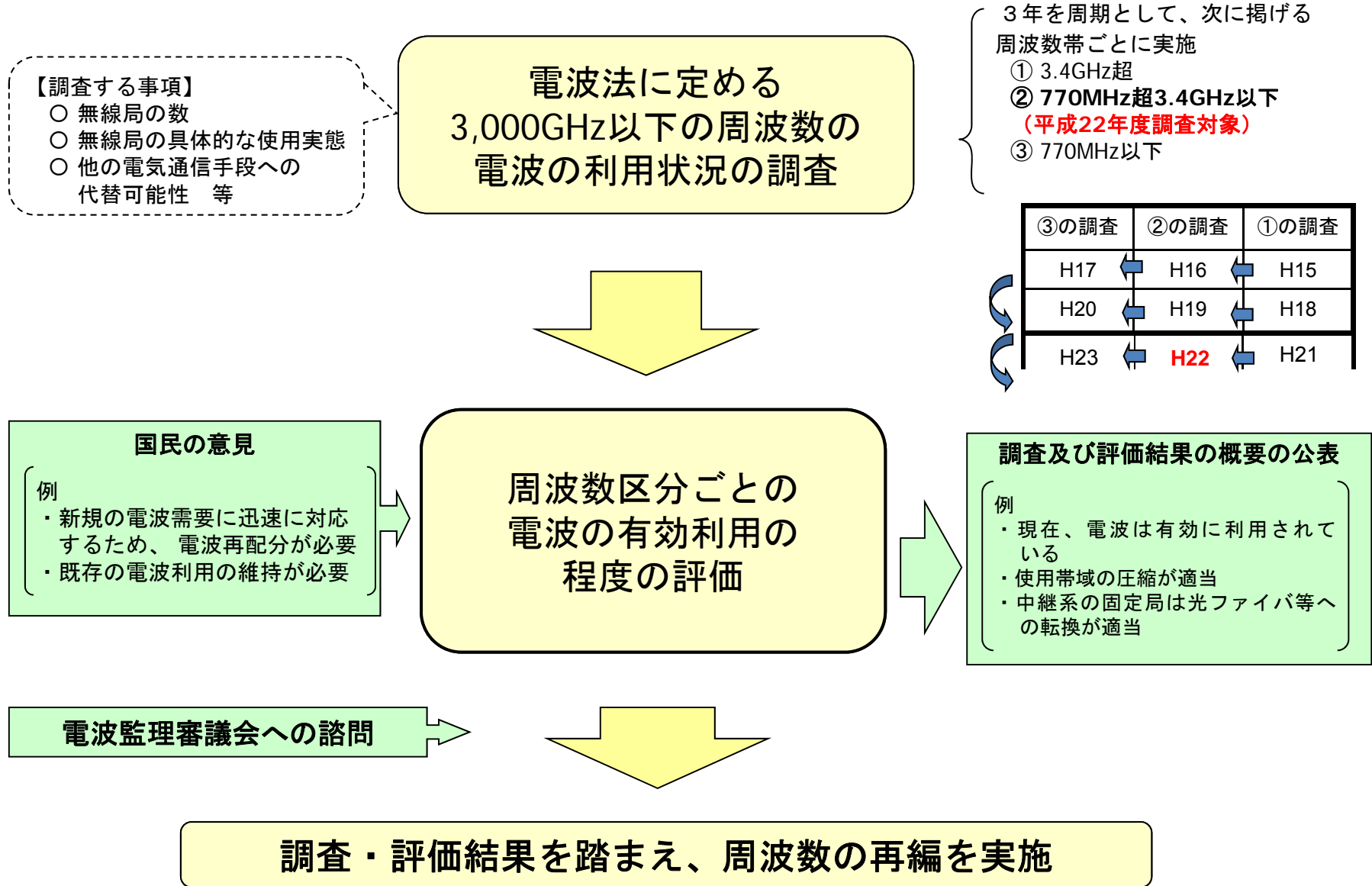
総務省総合通信基盤局電波政策課

(町田課長補佐、菊地係長)

電話：03-5253-5874

平成22年度電波の利用状況調査の評価について

電波の利用状況の調査、公表制度の概要



「平成22年度電波の利用状況調査」の概要

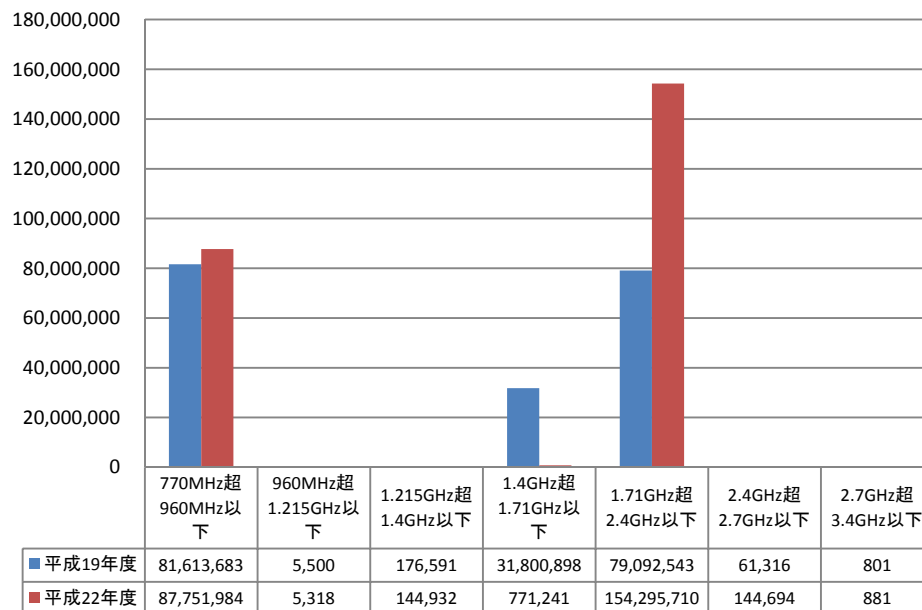
- (1) 目的: 技術の進歩に応じた電波の最適な利用を実現するため、次に掲げる周波数帯ごとに、おおむね3年を周期として電波の利用状況を調査、電波の有効利用の程度を評価する。
この評価結果を踏まえ、周波数割当計画の作成・改正を実施。
- (2) 根拠条文: 電波法第26条の2
- (3) 調査対象: 平成22年3月1日現在において、770MHz超3.4GHz以下の周波数を利用する無線局
・770MHz以下
・770MHz超3.4GHz以下 (平成22年度調査の対象)
・3.4GHz超
- (4) 調査対象: 無線局数 約24,311.5万局
(各周波数区分毎の合算値) 免許人数 約18.7万人
- (5) 調査事項: 免許人数、無線局数、通信量、具体的な使用実態、電波有効利用技術の導入状況、他の電気通信手段への代替可能性 等
- (6) 調査方法: 全国11の総合通信局等の管轄ごとに、次の調査を実施
- ① 総合無線局管理ファイルを活用して、免許人数・無線局数等の集計・分析
 - ② 免許人に対して、無線局の使用実態や電波の有効利用技術の導入状況等を質問し、その回答を集計・分析

調査結果及び評価結果の概要

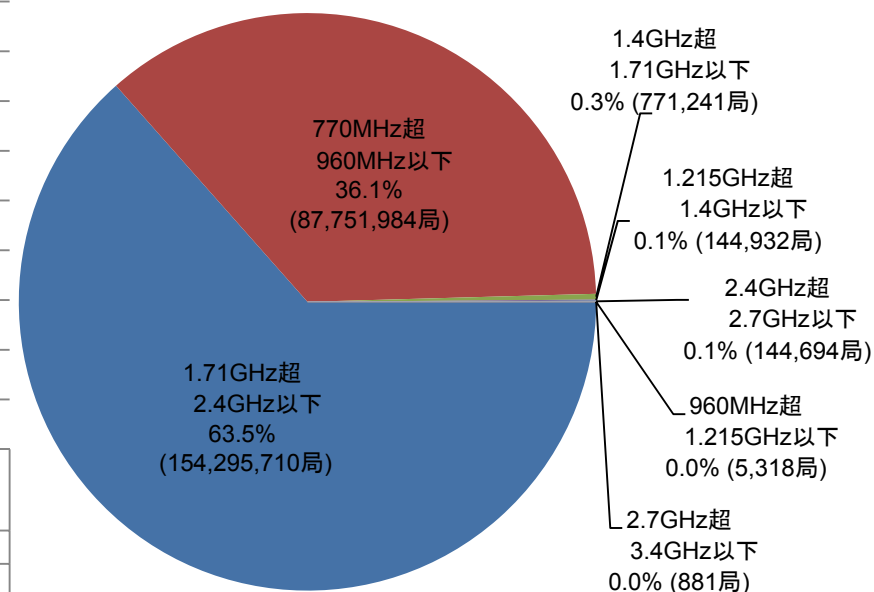
770MHz超3.4GHz以下の周波数区分全体

【 770MHz超3.4GHz以下の周波数全体】

【 調査対象周波数帯別の無線局数の推移 】



【周波数区分別の無線局数及び割合】



【調査対象の周波数帯及びその傾向】

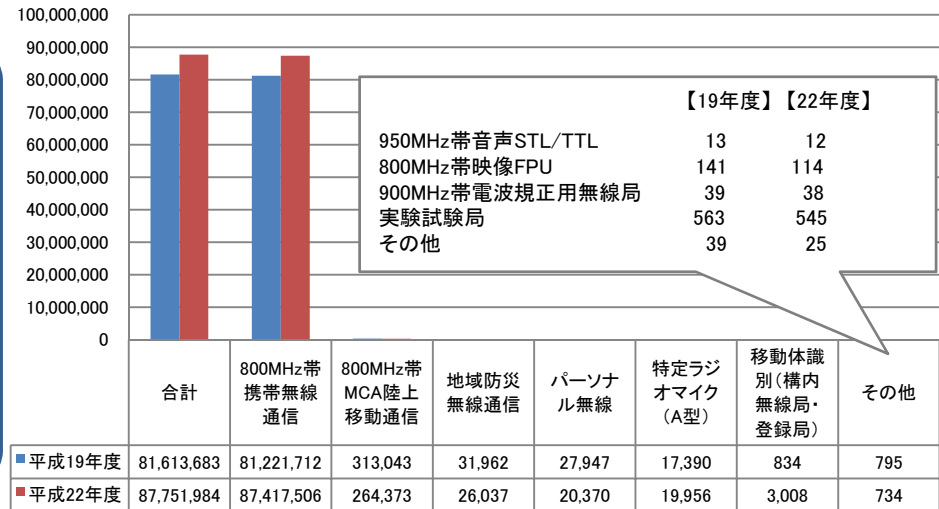
- 平成22年度の電波の利用状況調査は、770MHz超3.4GHz以下の周波数帯を対象とし、当該周波数帯を7の周波数区分に分け、その周波数区分毎に調査・評価を実施。
- 本周波数帯全体の無線局数は、平成19年度192,751,332局から平成22年度243,114,760局に増加(26.1%増)。
- 1.71GHz超2.4GHz以下の周波数を使用している無線局(1.7GHz帯/2GHz帯携帯無線通信に多く利用されている)の割合が最も大きく63.5%、次いで770MHz超960MHz以下の周波数を使用している無線局(800MHz帯携帯無線通信に多く利用されている。)が36.1%で、これら2区分の無線局で全無線局の99%以上を占めている。

調査結果及び評価結果の概要 周波数区分ごと①（770MHz超960MHz以下）

【770MHz超960MHz以下】

【現状】

- 本周波数区分における無線局の割合は800MHz帯携帯無線通信99.6%、800MHz帯MCA陸上移動通信0.3%。
- 本周波数区分の無線局数は、平成19年度81,613,683局から平成22年度87,751,984局に増加（7.5%増）。
- 本周波数区分の9割以上を占める800MHz帯携帯無線通信は7.6%増。800MHz帯MCA陸上移動通信は15.5%の減少となっているが、今後、防災通信への利用や1.5GHz帯MCA陸上移動通信の移行先として周波数需要が見込まれる。



【評価】

- 700/900MHz帯における周波数再編の実現に当たっては、当該帯域における既存無線システムの周波数移行を目的として、その移行費用を移行後の利用者が負担する新たな制度（電波法の一部を改正する法律（H23.5.26成立））により、迅速な周波数再編の実現をする。

【800MHz帯映像FPU・特定ラジオマイク】

700/900MHz帯の周波数割当の基本方針を踏まえ、周波数移行に向けた検討・作業を進めていくことが適当である。

【800MHz帯MCA陸上移動通信・移動体識別(RFID)】

- ・移行のための技術基準等を整備し、周波数移行を開始。
- ・MCA(端末)は930-940MHz、RFIDは国際的周波数との協調を踏まえて915-928MHz帯へ周波数移行を図ることが適当。

【950MHz帯音声STL/TTL】

携帯電話等の周波数利用ニーズや免許の有効期間を踏まえ、平成27年11月30日までに周波数移行することが適当。

【パーソナル無線】

最終使用期限(平成34年11月30日)を前倒しし、平成27年11月30日とすることが適当。

調査結果及び評価結果の概要

周波数区分ごと② (960MHz超1.215GHz以下) 周波数区分ごと③ (1.215GHz超1.4GHz以下)

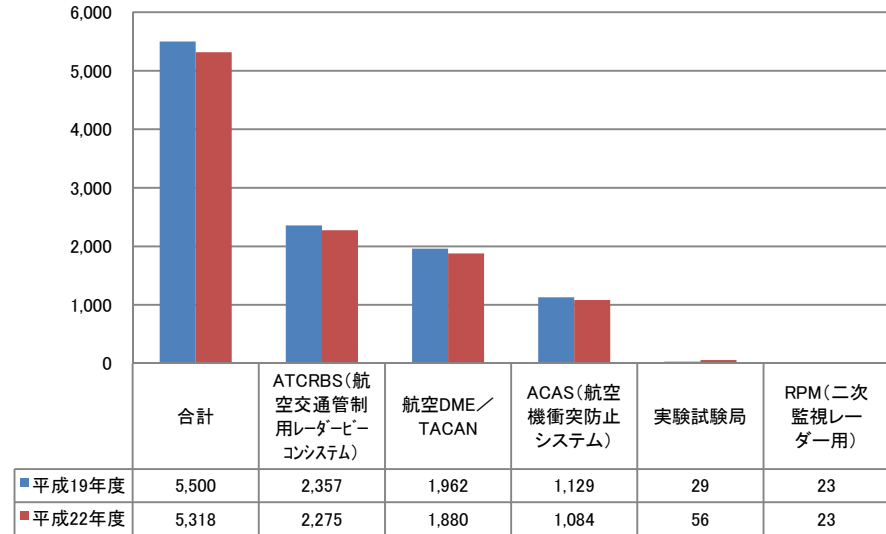
【 960MHz超1.215GHz以下】

【現状】

- 主な無線局の占める割合は、ATCRBS(航空交通管制用レーダービーコンシステム)42.8%、航空DME/TACAN35.4%、ACAS(航空衝突防止システム)20.4%。
- 本周波数区分の無線局数は、平成19年度5,500局から平成22年度5,318局に減少(3.3%減)。

【評価】

- 電波利用システムの多くが国際的に使用周波数等が決められたシステムであること等から、他の手段への代替及び他の周波数帯への移行は総じて困難。
- レーダーについては更なる周波数の有効利用に向けて国際的な整合性等を考慮しつつ、スプリアス低減技術及び周波数有効利用方策技術等の開発を行い、導入を検討することが望ましい。



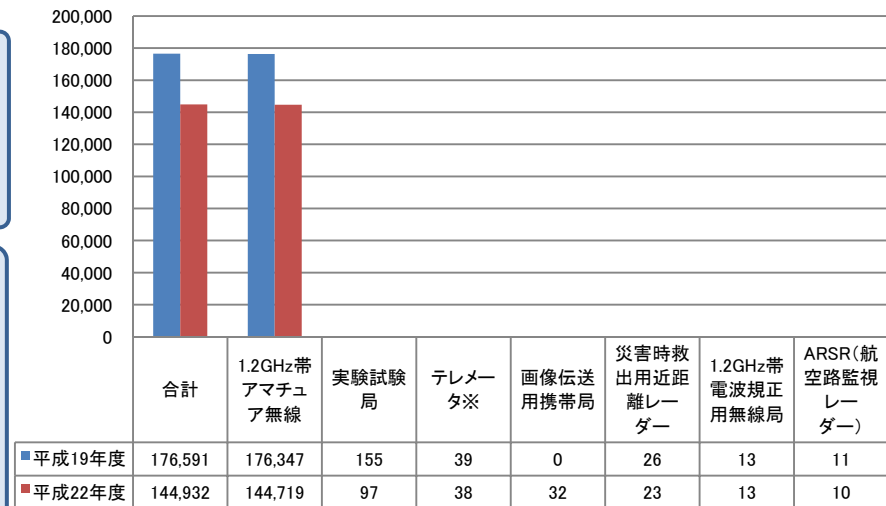
【 1.215GHz超1.4GHz以下】

【現状】

- 主な無線局の占める割合は、1.2GHz帯アマチュア無線が99.9%。
- 本周波数区分の無線局数は、平成19年度176,591局から平成22年度144,932局に減少(17.9%減)。

【評価】

- 電波利用システムの多くが国際的に使用周波数等が決められたシステムであること等から、他の手段への代替及び他の周波数帯への移行は総じて困難。
- レーダーについては更なる周波数の有効利用に向けて国際的な整合性等を考慮しつつ、スプリアス低減技術及び周波数有効利用方策技術等の開発を行い、導入を検討することが望ましい。



※テレメータ・テレコントロール及びデータ伝送用

調査結果及び評価結果の概要

周波数区分ごと④ (1.4GHz超1.71GHz以下) 周波数区分ごと⑤ (1.71GHz超2.4GHz以下)

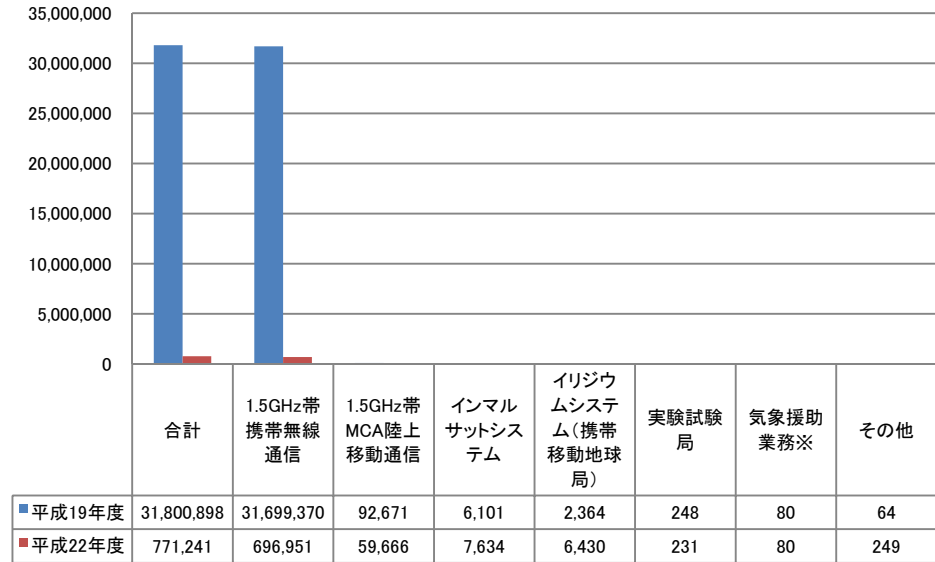
【1.4GHz超 1.71GHz以下】

【現状】

- 主な無線局の占める割合は、1.5GHz帯携帯無線通信 90.4%、1.5GHz帯MCA陸上移動通信 7.7%。
- 本周波数区分の無線局数は、1.5GHz帯携帯無線通信の第2世代移動通信システムの使用期限終了に伴い、平成19年度31,800,898局から平成22年度771,241局に減少(97.6%減)。

【評価】

- 電波利用システムの多くが有線系への代替が困難な移動業務、衛星移動業務のシステムであること等から、他の手段への代替及び他の周波数帯への移行は総じて困難。
- 1.5GHz帯MCA陸上移動通信については800MHz帯MCA陸上移動通信等、他の代替システムへの移行を円滑に進めることが適当。また、利用動向を踏まえ、地域毎に使用期限(平成26年3月31日まで)の前倒しを検討していくことが適当。



※空中線電力が1kw未満の無線局(ラジオゾンデ)

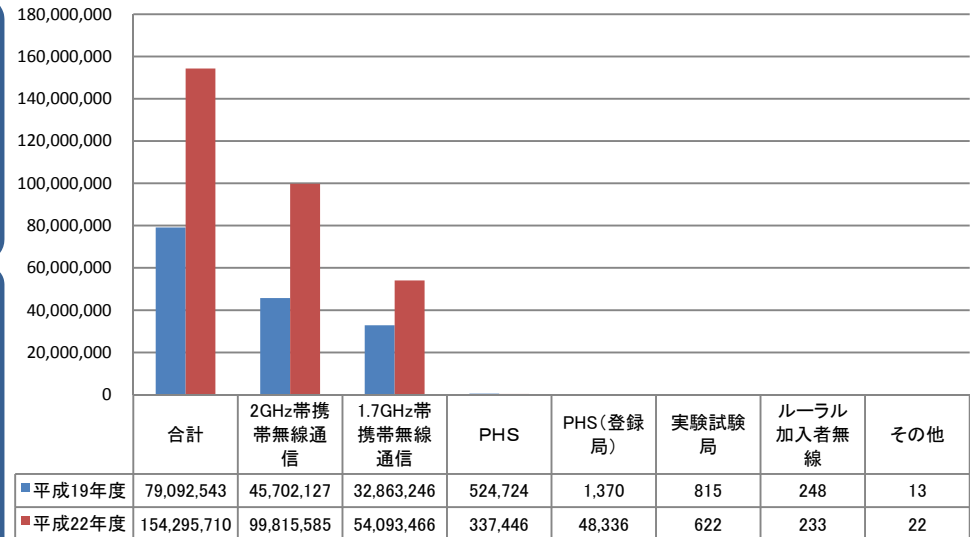
【1.71GHz超 2.4GHz以下】

【現状】

- 主な無線局の占める割合は、2GHz帯携帯無線通信64.7%、1.7GHz帯携帯無線通信35.1%、PHS(登録局除く)0.2%。
- 本周波数区分の無線局数は、平成19年度79,092,543局から平成22年度154,295,710局に増加(95.1%増)。
- 2GHz帯携帯無線通信は2.2倍、1.7GHz帯携帯無線通信は1.6倍の増加。

【評価】

- 1.7GHz帯においては、平成24年中に新たに10MHz幅の確保及び東名阪限定の周波数帯域について使用可能地域の拡大を検討すべき。
- 2GHz帯のTDD方式の技術的検討・導入を図ることが適当。
- PHSについては使用周波数を縮小し、一部周波数について使用期限(平成24年5月31日まで)までに円滑な周波数の移行を図ることが適当。



調査結果及び評価結果の概要

周波数区分ごと⑥ (2.4GHz超2.7GHz以下)

7

周波数区分ごと⑦ (2.7GHz超3.4GHz以下)

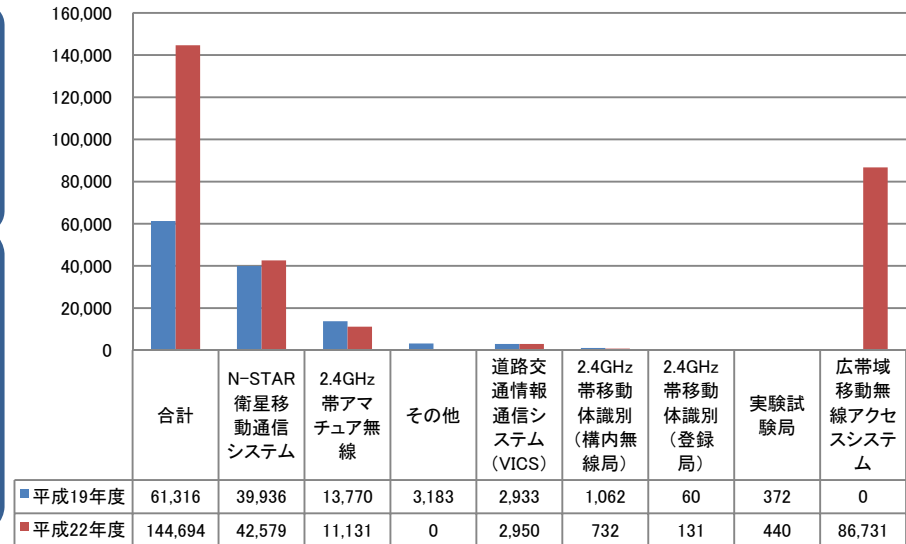
【2.4GHz超 2.7GHz以下】

【現状】

- 主な無線局の占める割合は、広帯域移動無線アクセスシステム 59.9%、N-STAR衛星移動通信システム 29.4%。
- 本周波数区分の無線局数は、平成19年度61,316局から平成22年度144,694局に増加(2.4倍増)。

【評価】

- 2.4GHz帯小電力データ通信システムをはじめ多数の無線局に利用されるなど概ね適切に利用されている。
- 広帯域移動無線アクセスシステムなどの需要増加を踏まえ、高速・大容量化の対応を図るため、移動体通信システムの高度化技術の導入や周波数の拡張を行うための技術基準を策定し、平成24年中の実用化に向けて取り組むことが適当。



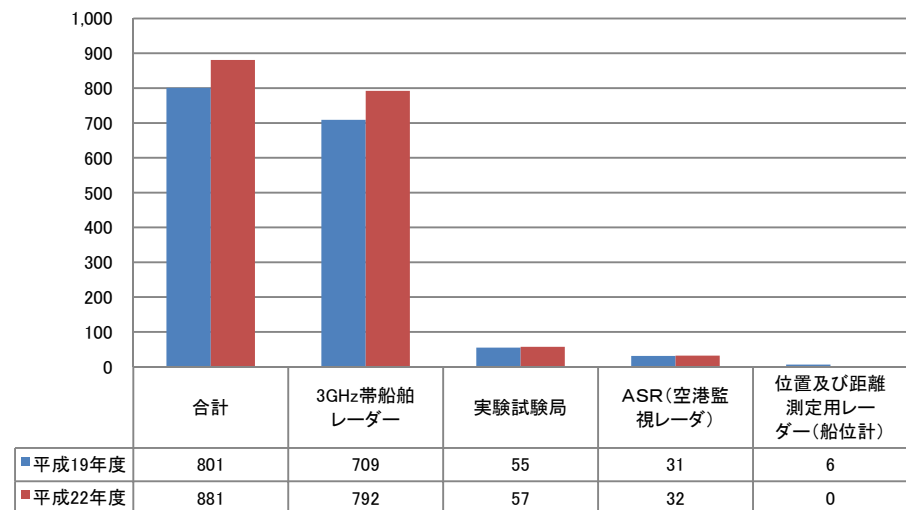
【2.7GHz超 3.4GHz以下】

【現状】

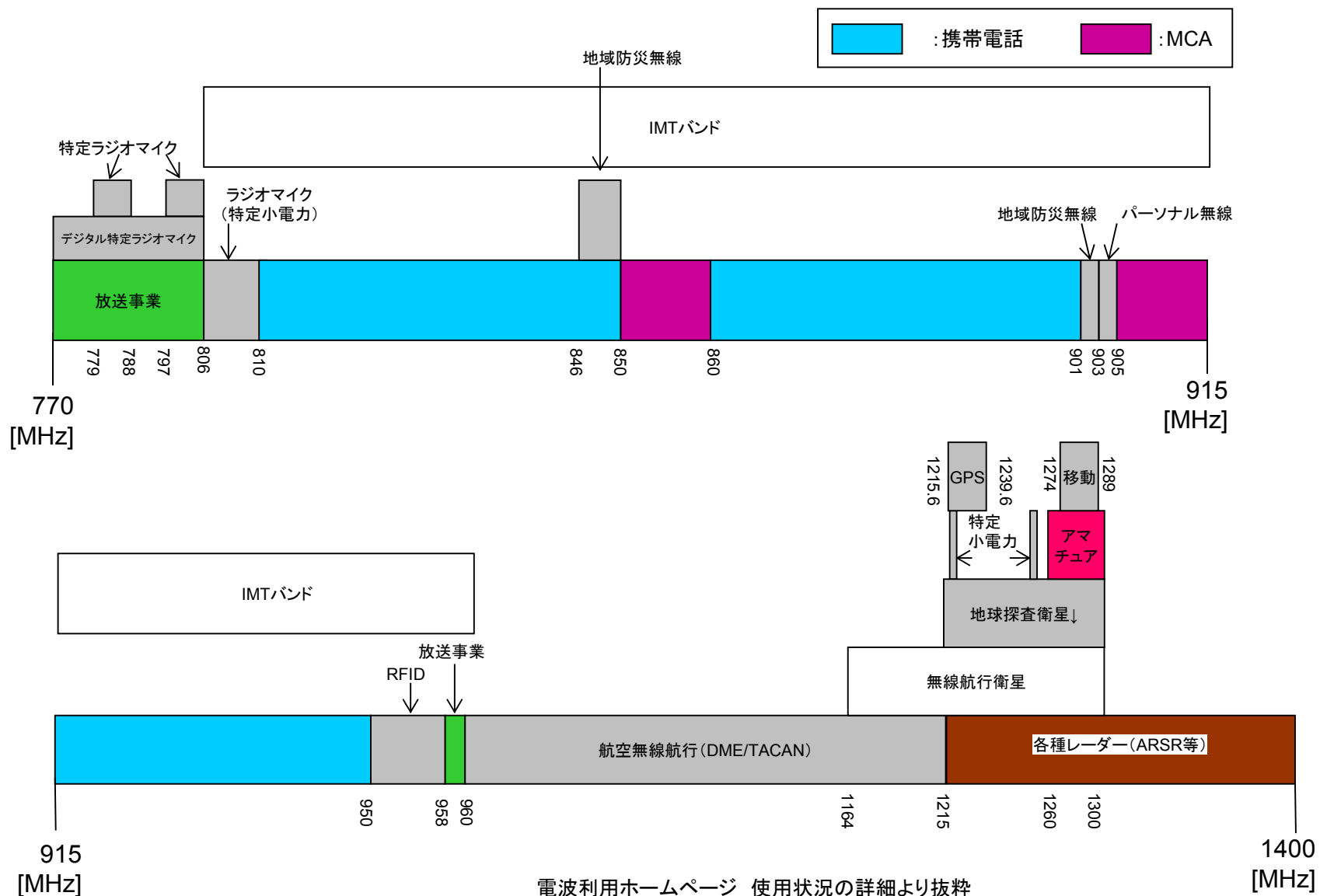
- 主な無線局の占める割合は、3GHz帯船舶レーダー89.9%、実験試験局6.5%、ASR(空港監視レーダー)3.6%。
- 本周波数区分の無線局数は、平成19年度801局から平成22年度881局に増加(10.0%増)。

【評価】

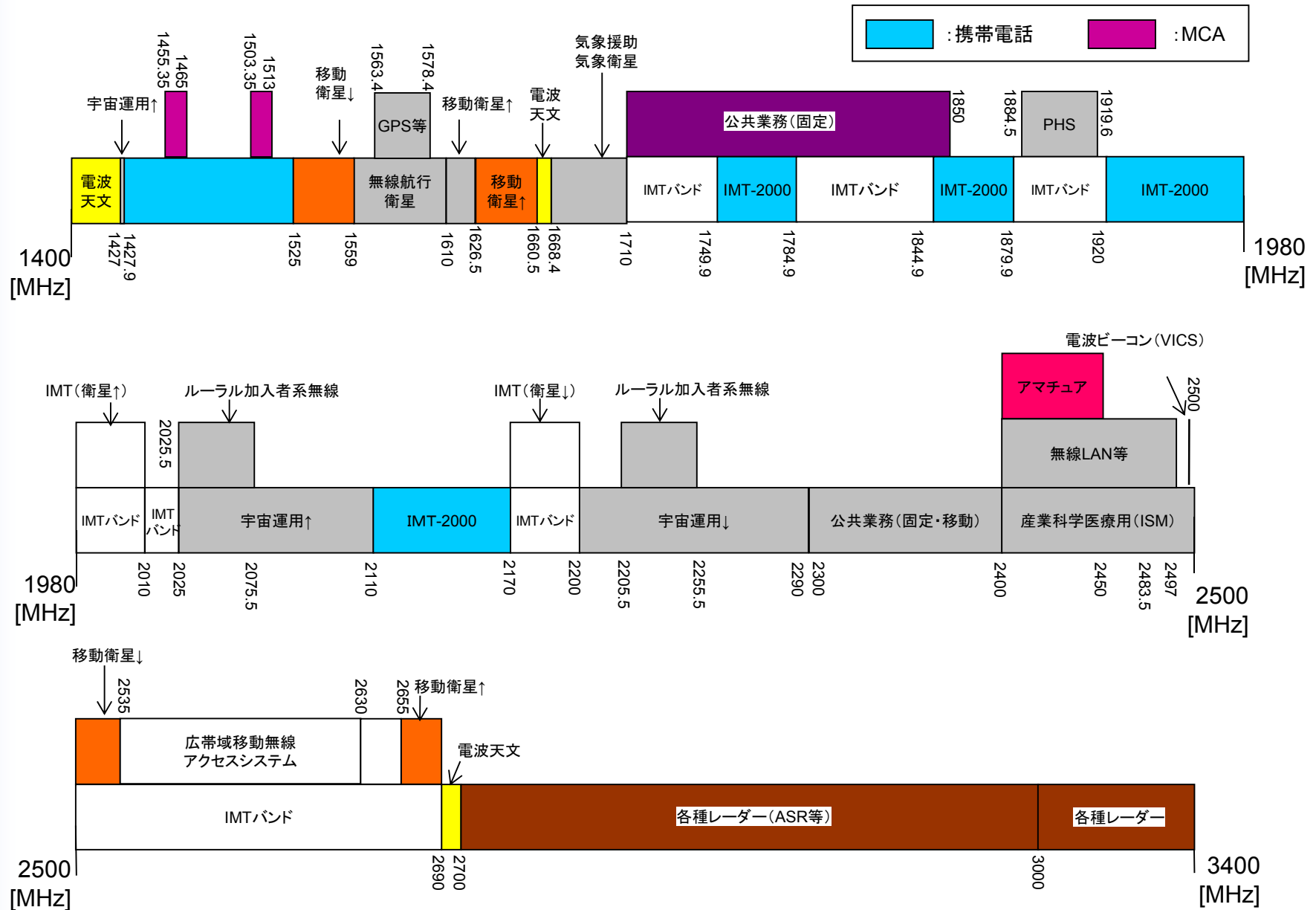
- 電波利用システムの多くが国際的に使用周波数等が決められたシステムであること等から、他の手段への代替及び他の周波数帯への移行は総じて困難。
- レーダーについては更なる周波数の有効利用に向けて国際的な整合性及び国際マーケットを考慮しつつ、スプリアス低減技術等の導入に向け早期に制度改正の検討を進めることが望ましい。



参考 対象周波数帯の使用状況① (770MHz~1400MHz)



参考 対象周波数帯の使用状況② (1400MHz~3400MHz)



平成 23 年 7 月 13 日

基幹放送普及計画、基幹放送用周波数使用計画及び207.5MHz以上222MHz以下の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針の各一部を変更する告示案について
(平成 23 年 7 月 13 日 諮問第 19 号)

[東北 3 県における地上アナログ放送用周波数の使用期限延長に伴う制度整備]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(高橋課長補佐、北村係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省情報流通行政局地上放送課

(原田課長補佐、安倍係長)

電話：03-5253-5791

「基幹放送普及計画」、「基幹放送用周波数使用計画」及び「207.5MHz 以上 222MHz 以下の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針」の一部変更案について

（東日本大震災に伴う地上デジタル放送に係る電波法の特例に関する法律の制定に伴うアナログ放送用周波数の使用期限延長等に係る制度整備）

1 諮問の背景

これまで、周波数の有効利用に資する地上デジタル放送への円滑な移行を全国的に実現するため、関係者が一体となって地上デジタル放送の受信環境の整備を推進してきたところであるが、平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災により甚大な被害を受けた岩手県、宮城県、福島県（以下「東北 3 県」という。）においては、法令上の期限である平成 23 年 7 月 24 日までに地上デジタル放送の受信環境の整備が間に合わないと見込まれたため、当該地域における地上アナログ放送の周波数の使用の期限を最大 1 年間延長する等の措置を規定した「東日本大震災に伴う地上デジタル放送に係る電波法の特例に関する法律」（電波法特例法）が平成 23 年 6 月 15 日に制定された。

当該制度整備に伴い、東北 3 県における地上アナログ放送の延長期間等を規定する必要があることから、関係する標記告示の一部変更を行う。

2 改正概要

- (1) 基幹放送普及計画（昭和 63 年郵政省告示第 660 号）
東北 3 県における地上アナログ放送を平成 24 年 3 月 31 日まで延長する。
- (2) 基幹放送用周波数使用計画（昭和 63 年郵政省告示第 661 号）
 - ・ 東北 3 県における地上アナログ放送用周波数の使用期限を、平成 24 年 3 月 31 日まで延長する。
 - ・ 岩手県及び宮城県における地上デジタル放送用周波数のうち、周波数移行（リパック）が必要な周波数の使用期限を、平成 25 年 3 月 31 日まで延長する。
- (3) 207.5MHz 以上 222MHz 以下の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針（平成 22 年総務省告示第 183 号）
V-High マルチメディア放送に係る周波数の使用は、東北 3 県においては平成 24 年 4 月 1 日以降とする。

3 改正の考え方

- (1) 電波法特例法の成立以降、地元自治体、放送事業者等の関係者から現地の状況や意向等を伺うなど、検討を進めた結果、
- ① 辺地共聴施設の改修や「新たな難視」地区の対応など、国として行うべき受信者対策は、年内には完了出来る見込みであること
 - ② 東北3県の地元住民のデジタル化対応をできるだけ丁寧にサポートすべきであること
- から、東北3県における地上アナログ放送の延長期限については、平成24年3月31日までとすることが適当と判断した。
- (2) 岩手県及び宮城県における地上デジタル放送用周波数のうち、周波数移行（リパック）が必要な周波数の使用期限については、上記(1)を踏まえ、地上アナログ放送の延長期限から1年後の平成25年3月31日とした。
- (3) 東北3県におけるV-Highマルチメディア放送に係る周波数の使用については、地上アナログ放送の延長期限後の平成24年4月1日以降とした。

4 施行期日

公布の日

「基幹放送普及計画」、「基幹放送用周波数使用計画」及び「207.5MHz以上222MHz以下の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針」の一部変更案について(概要)

【基幹放送普及計画】

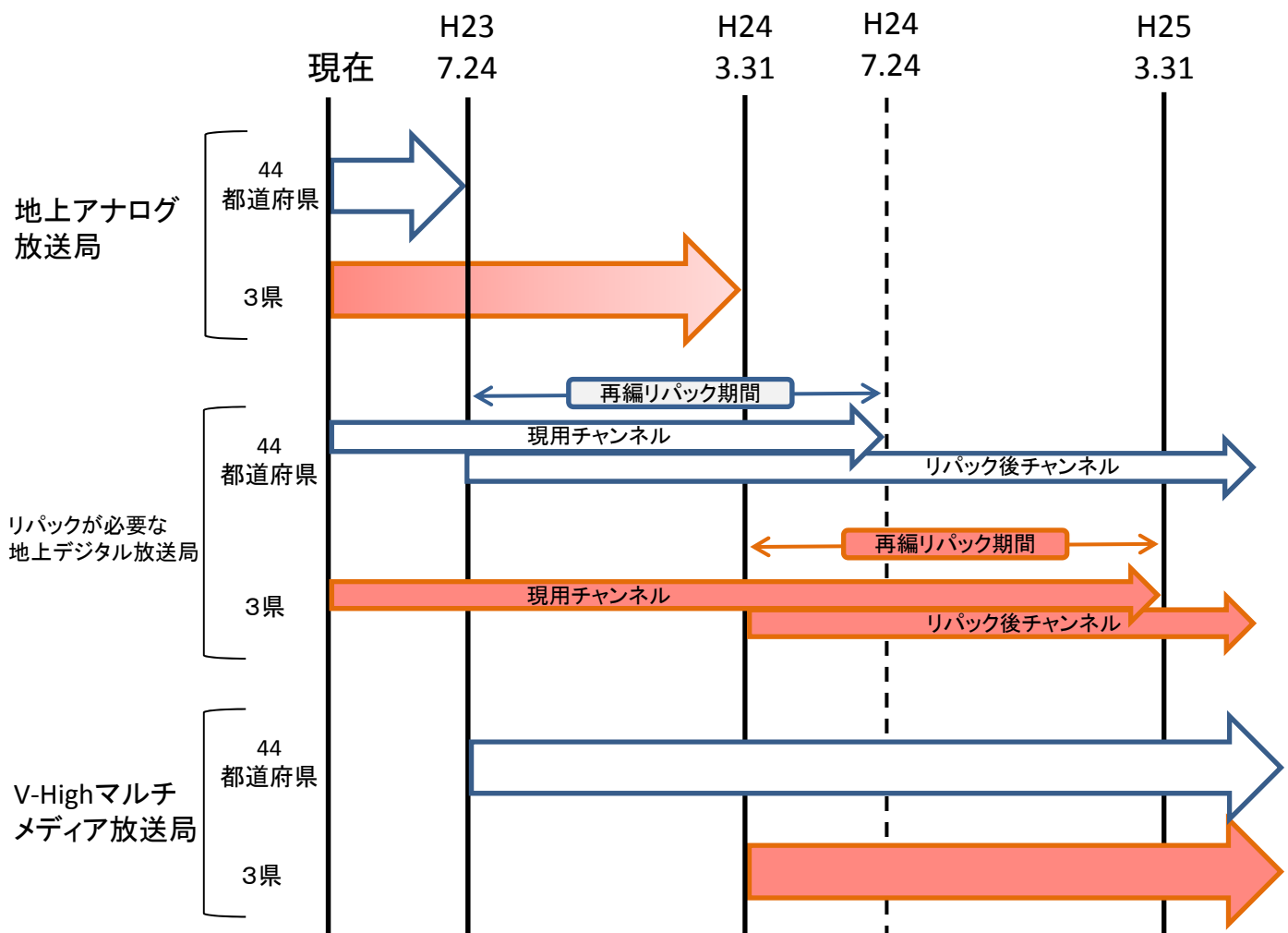
- 岩手県、宮城県、福島県における地上アナログ放送を平成24年3月31日まで延長する。

【基幹放送用周波数使用計画】

- 岩手県、宮城県、福島県における地上アナログ放送用周波数の使用期限を平成24年3月31日まで延長する。
- 岩手県及び宮城県における地上デジタル放送用周波数のうち、周波数移行(リパック)が必要な周波数(710-770MHz)の使用期限を、平成25年3月31日まで延長する。(福島県はリパックなし。)

【207.5MHz以上222MHz以下の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針】

- V-Highマルチメディア放送に係る周波数の使用は、岩手県、宮城県、福島県においては平成24年4月1日以降とする。



平成 23 年 7 月 13 日

周波数割当計画の変更について
(平成 23 年 7 月 13 日 諮問第 20 号)

[東日本大震災に伴う地上デジタル放送に係る電波法の特例に関する法律
の制定に伴うアナログ放送用周波数の使用期限延長に係る制度整備に伴う制度整備]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(高橋課長補佐、北村係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局電波政策課

(白石周波数調整官、金子第三計画係長)

電話：03-5253-5875

周波数割当計画の一部変更案について

(東日本大震災に伴う地上デジタル放送に係る電波法の特例に関する法律
の制定に伴うアナログ放送用周波数の使用期限延長に係る制度整備)

1 諮問の概要

総務省は、周波数の有効利用に資する地上デジタル放送への円滑な移行を全国的に実現するため、地上デジタル放送の受信環境の整備を推進してきたところであるが、平成23年3月11日の東日本大震災により甚大な被害を受けた岩手県、宮城県及び福島県においては、平成23年7月24日までに、地上デジタル放送の受信環境の整備が間に合わないと見込まれたため、当該地域における地上アナログ放送の周波数の使用の期限について、平成24年7月24日を限度として延長する等の措置を規定した、東日本大震災に伴う地上デジタル放送に係る電波法の特例に関する法律（平成23年法律第68号）が平成23年6月15日に公布された。

このため、当該制度整備に伴い、周波数割当計画に定められているアナログ放送用周波数の使用期限等を延長する一部変更を行う。

2 改正概要

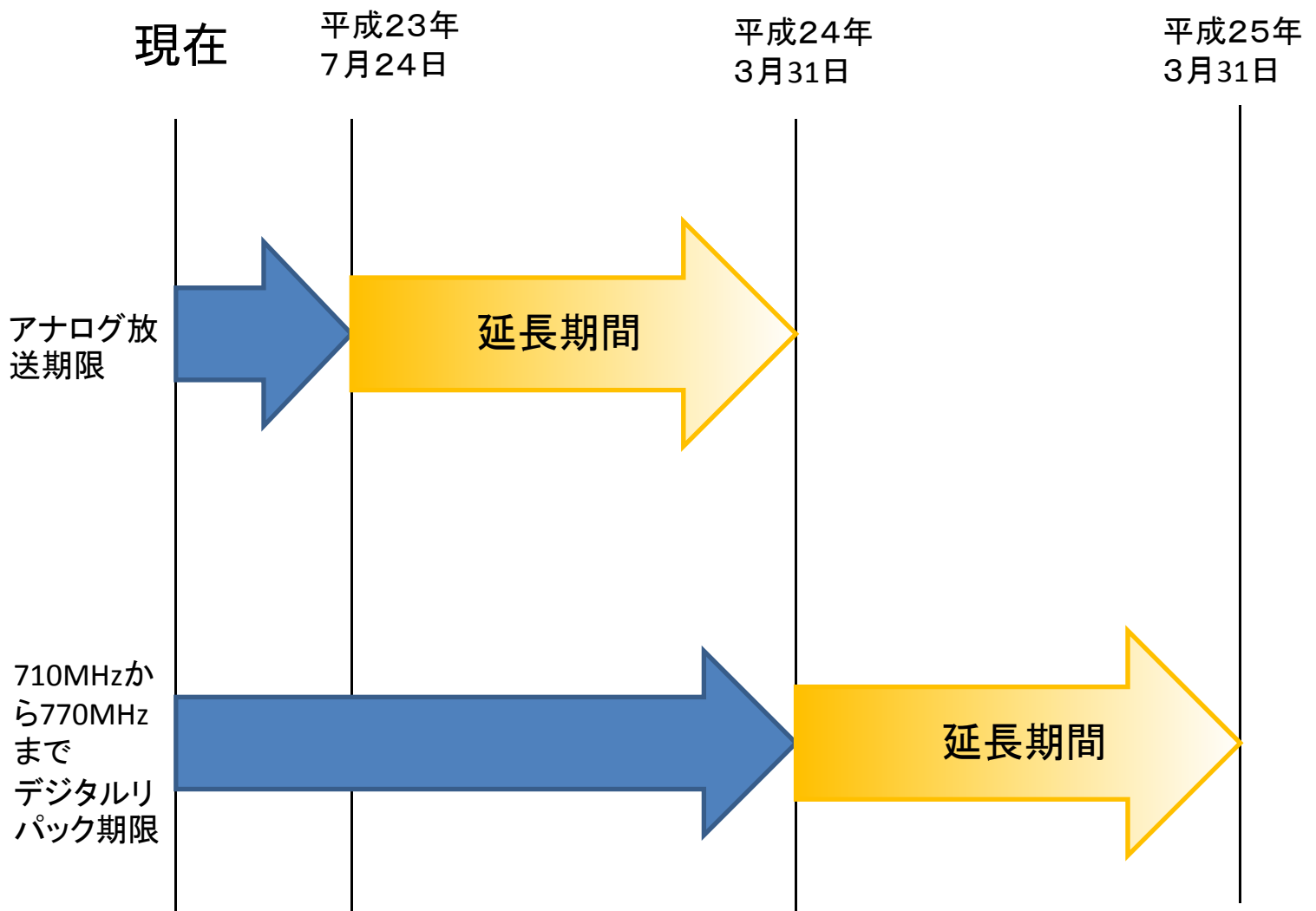
- (1) 岩手県、宮城県及び福島県における地上アナログ放送用周波数の使用期限を平成24年3月31日まで延長すること。
- (2) 地上デジタル放送用周波数のうち、平成24年7月24日までに周波数移行（リパック）が必要な710から770MHzの周波数の使用期限を、岩手県及び宮城県については、平成25年3月31日まで延長すること。

3 施行期日

公布の日

周波数割当計画の変更概要

- 1 岩手県、宮城県及び福島県における地上アナログ放送用周波数の使用期限を平成24年3月31日まで延長する。
- 2 地上デジタル放送用周波数のうち、平成24年7月24日までに周波数移行(リパック)が必要な710から770MHzの周波数の使用期限を、岩手県及び宮城県については、平成25年3月31日まで延長する。



平成 23 年 7 月 13 日

無線局免許手続規則、基幹放送局の開設の根本的基準、
基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令及び
基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令の
認定放送持株会社の子会社に関する特例を定める省令の
各一部を改正する省令案並びに基幹放送普及計画及び
基幹放送用周波数使用計画の各一部を変更する告示案について
(平成 23 年 7 月 13 日 諮問第 21 号)

[V-Highマルチメディア放送の実現に向けた制度整備]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(高橋課長補佐、北村係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省情報流通行政局放送政策課

(佐伯課長補佐、芦川係長)

電話：03-5253-5776

無線局免許手続規則、基幹放送局の開設の根本的基準、基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令及び基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令の認定放送持株会社の子会社に関する特例を定める省令の各一部を改正する省令案並びに基幹放送普及計画及び基幹放送用周波数使用計画の各一部を変更する告示案について

○ 諮問の内容

地上テレビジョン放送のデジタル化に伴い利用可能となる周波数を用いて実現を図る新たな放送であって 207.5MHz 以上 222MHz 以下の周波数を使用して行う放送（以下「V-High マルチメディア放送」という。）について、平成 22 年 9 月に「207.5MHz 以上 222MHz 以下の周波数を使用する特定基地局の開設計画」の認定を行った。

本諮問事項は、V-High マルチメディア放送の無線局免許及び移動受信用地上基幹放送の業務の認定に係る以下の規定を整備することを内容とする。

I 無線局免許に係る制度整備について

(1) 無線局免許手続規則の一部改正関係

移動受信用地上基幹放送をする特定基地局の免許の申請に当たり、省略できる記載事項（事業収支見積り、事業計画等）を定める。

(2) 基幹放送局の開設の根本的基準の一部改正関係

移動受信用地上放送をする特定基地局の免許に当たっては、その局に係る開設指針の規定に基づくものでなければならない旨を定める。

(3) 基幹放送用周波数使用計画の一部変更関係

207.5MHz 以上 222MHz 以下の周波数を、V-High マルチメディア放送に使用される周波数として定める。

II 移動受信用地上基幹放送の業務の認定に係る制度整備について

(4) 基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令の一部改正関係

移動受信用地上基幹放送の業務に係る表現の自由の享有基準に関し、一の者（当該者を支配する者、支配される者を含む。※）が保有できるセグメント数は13を上限とする。

※ 「支配」の基準は、議決権の33.33333%以上の保有、役員の1/5超の兼任又は代表権を有する役員・常勤役員の兼任。

(5) 基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令の認定放送持株会社の子会社に関する特例を定める省令の一部改正関係

同上

(6) 基幹放送普及計画の一部変更関係

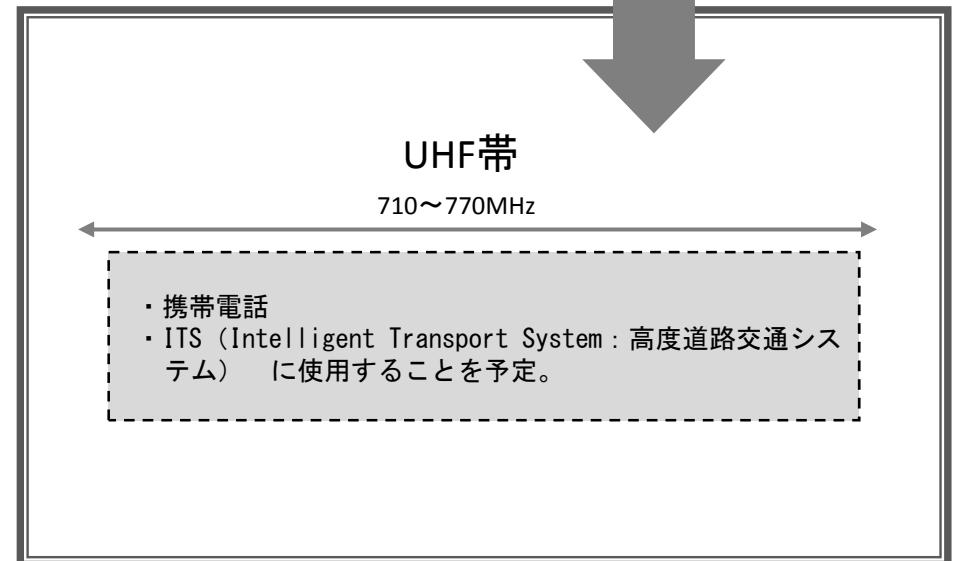
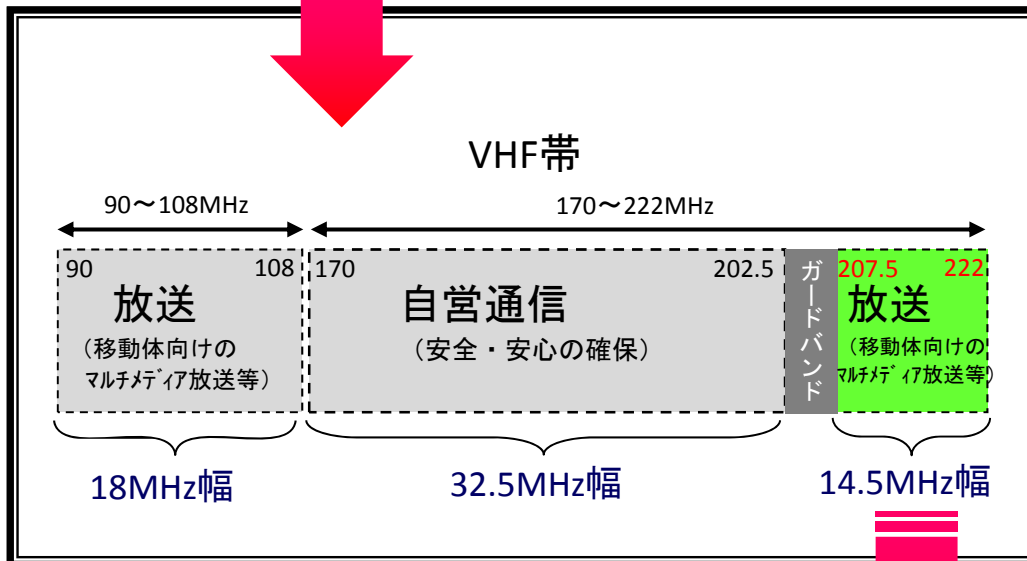
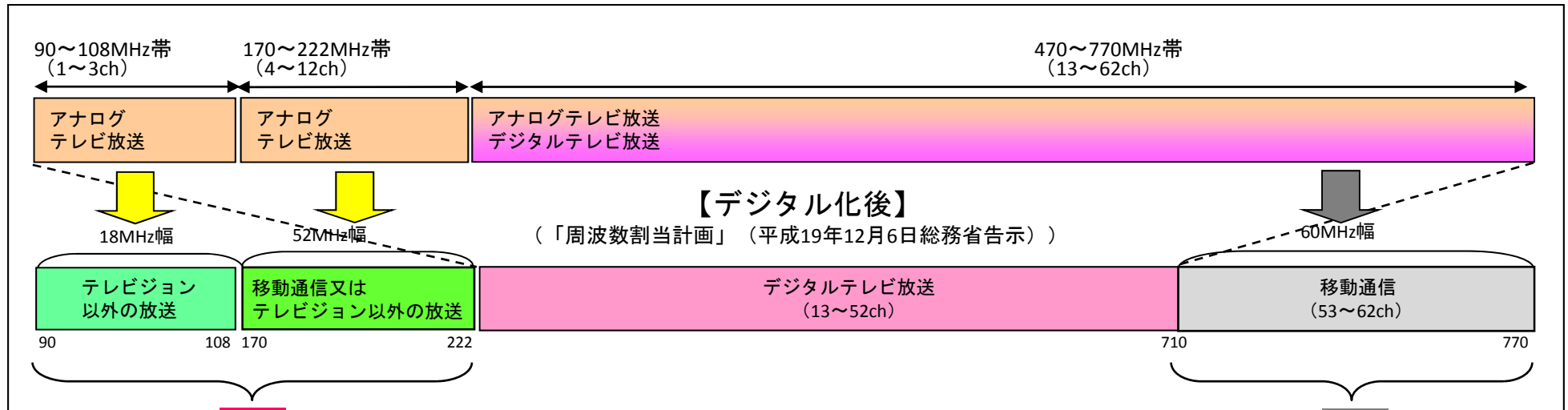
V-High マルチメディア放送を国民に最大限に普及させるための指針、表現の自由の享有のための指針等を定めるとともに、当該放送に係る放送番組の数の目標を「10程度」と定める。

無線局免許手続規則、基幹放送局の開設の根本的基準、基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令及び基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令の認定放送持株会社の子会社に関する特例を定める省令の各一部を改正する省令案並びに基幹放送普及計画及び基幹放送用周波数使用計画の各一部を変更する告示案について

情報流通行政局

平成23年7月

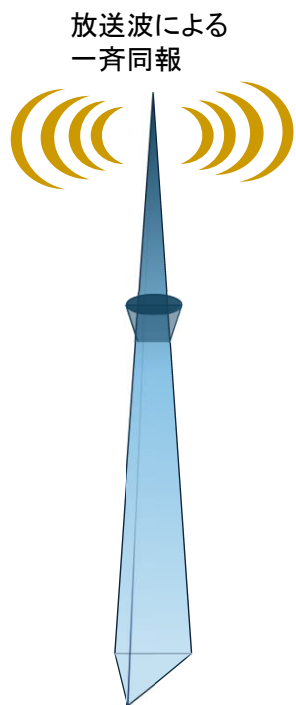
地上テレビジョン放送のデジタル移行完了後の空き周波数の有効利用



V-Highマルチメディア放送

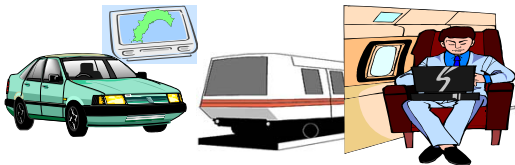
V-Highマルチメディア放送のサービスイメージ

- 携帯端末(携帯電話、タブレット端末、カーナビ、ゲーム機等)向けに「放送」として様々なサービスを効率提供。
- 有料放送(蓄積型番組の課金モデル)/無料放送(広告モデル)の組み合わせが可能。



交通情報

- ・ 道路・交通情報の提供
- ・ 災害時のドライバーへの情報提供



災害情報

- ・ 輻輳のない放送の特性を活かした迅速な災害情報の提供



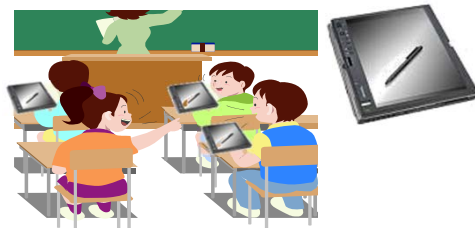
音楽・ゲーム・ 映画・ドラマ

- ・ 音楽や大容量の動画を蓄積する視聴サービス



教育・福祉

- ・ 電子教材の提供など



新聞・雑誌

- ・ 電子新聞、電子雑誌の提供



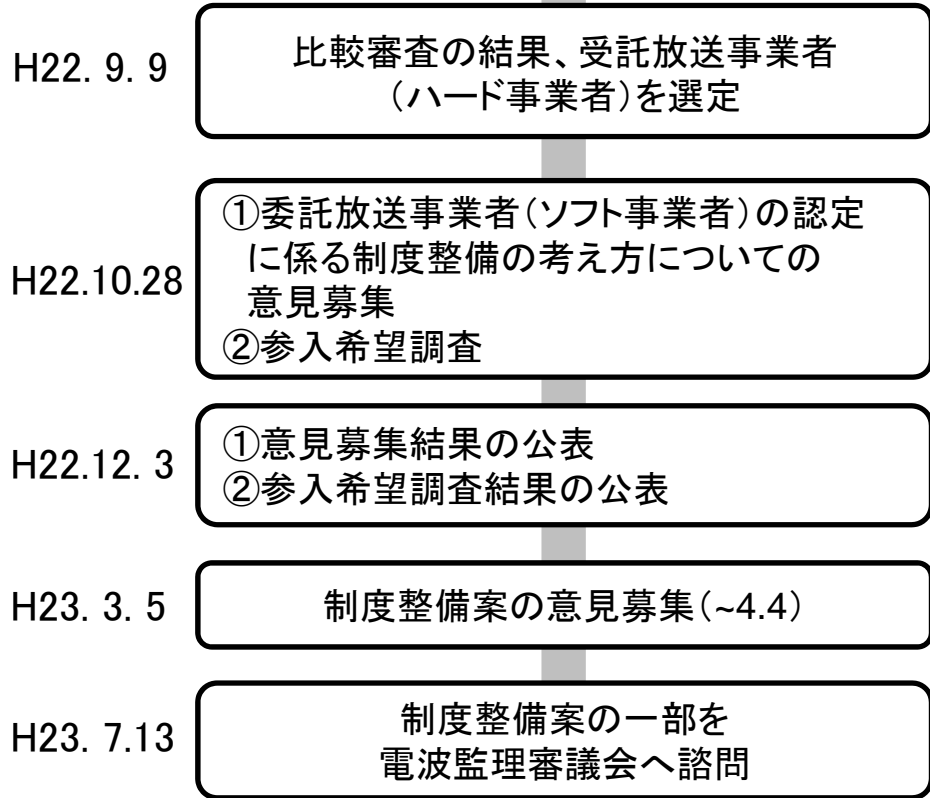
ニュース・天気・ スポーツ中継

- ・ リアルタイムな情報提供



V-Highマルチメディア放送に係る制度整備の流れ

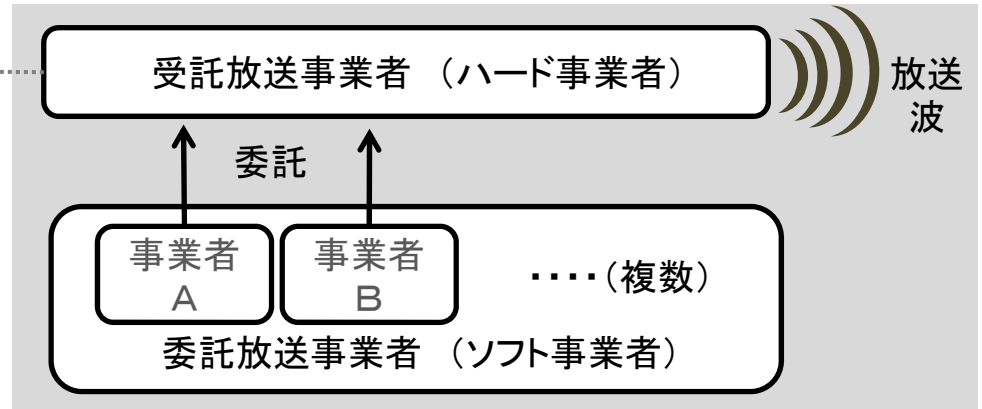
【経緯】



【今後実施する事項】

- ・（答申得た後）制度を確定（官報公示）
- ・ 申請受付・審査
- ・ 電波監理審議会へ諮問の上、認定

（参考）受託放送・委託放送制度



※放送法等の一部を改正する法律（H22法65）の施行に伴い、ハード・ソフト分離制度が一般化されたことにより、改正後は受託放送、委託放送の文言は法律上なくなっている。（基幹放送事業者、基幹放送局提供事業者として一般化。）

<主な意見>

- 参入枠について
 - ・ 一の事業者にとまった帯域を割り当てるべき。
- 選定基準について
 - ・ 多様なサービスの可能性を否定することなく、また、新しいメディアに対する委託放送事業者の創意工夫の自由度を奪うような制度とすべきではない。
 - ・ ベンチャー企業等、多種多様なコンテンツプロバイダの参画を念頭に制度整備が行われることを期待。

<参入希望調査の結果>

- 6者から提出

無線局免許(ハード)に係る制度整備

(1) 無線局免許手続規則の一部改正【省令】

移動受信用地上基幹放送をする特定基地局の申請に当たっては、既に開設計画において提出されているため、以下の記載事項を省略できることとする。

- ①無線設備の工事費の支弁方法
- ②無線局の運用費及びその支弁方法
- ③事業収支見積り及び事業計画

※ 免許申請に当たって省略できない記載事項としては、無線設備の設置場所、無線設備の工事落成、予定期日、運用開始の予定期日、放送区域、他者と混信措置等の契約があるときにはその内容等が挙げられる。

(2) 基幹放送局の開設の根本的基準の一部改正【省令】

移動受信用地上基幹放送をする特定基地局の条件として、その局に係る開設計針の規定に基づくことを追加。

(3) 基幹放送用周波数使用計画の一部変更【告示】

総務大臣が、放送をする無線局に使用させることのできる周波数及びその周波数の使用に関し必要な事項を定める「基幹放送用周波数使用計画」に、V-Highマルチメディア放送を行う基幹放送局に使用させることのできる周波数として207.5MHz以上222MHz以下の周波数を定める。

移動受信用地上基幹放送の業務の認定(ソフト)に係る制度整備①

- (4) 基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令
- (5) 基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令の認定放送持株会社の子会社に関する特例を定める省令の一部改正

基幹放送による表現の自由ができるだけ多くの者によって享有されることを確保する観点から、原則として、一の者が支配することのできるセグメント数(基準セグメント数)の上限を13として、移動受信用地上基幹放送の業務の認定を受けることが可能。

※ 支配基準は、①1/3以上の議決権の保有、②1/5超の役員兼任、又は ③代表権を有する役員又は常勤役員兼任

(参考・非諮問事項) 申請枠の設定

- 207.5-222MHzの14.5MHzにおいては、合計33セグメントが利用可能。
 - 〔13セグメント形式のOFDMフレーム(以下「13セグメント領域」という。)×2 (26セグメント分)
 - 〔1セグメント形式のOFDMフレーム(以下「1セグメント領域」という。) ×7 (7セグメント分)
- 13セグメント領域には、以下の3つの申請枠を設ける。
 - －大規模枠:13セグメントを使用する者(1者)
 - －中規模枠:7、8、9又は10セグメントを使用する者(1者)
 - －小規模枠:1、2又は3セグメントを使用する者(1者又は複数者)

注) 小規模枠は、13セグメントから、中規模枠で認定された者が使用するセグメント数を除いたセグメント数を上限とする。ただし、当該セグメント数は6を上限とする。
- 1セグメント領域における申請の単位は、1セグメントとする。(最大7者)

(6) 基幹放送普及基本計画の一部変更【告示】

総務大臣が基幹放送の計画的な普及及び健全な発達を図るために定めている「基幹放送普及計画」について、V-Highマルチメディア放送については、以下の事項を定める。

① 基幹放送を国民に最大限に普及させるため指針

移動する受信設備により受信されるという特性や、映像、音響、信号等の情報やリアルタイム型放送番組・蓄積型番組の放送番組の形態を組み合わせることができるという特性を生かしたサービスの推進に配慮する。

② 基幹放送による表現の自由の享有のための指針

- ・ できるだけ多くの者に対して放送を行う機会を開放する。
- ・ 放送の特性を生かしたサービスの実現に十分配慮する。

③ 放送対象地域ごとの放送番組の数の目標

- ・ 放送番組の数の目標を「10程度」と定める。

(参考・非諮問事項) 移動受信用地上基幹放送の業務の認定審査項目について

今回の諮問内容と合わせて改正等を行う主な制度整備案の概要は以下のとおり。

- ・ 放送法関係審査基準【一部改正】
- ・ 平成23年●月●日から同年●月●日まで(※申請受付期間を記入) 申請を受け付ける移動受信用地上基幹放送(207.5MHzから222MHzまでの周波数を使用して行うものに限る。)の業務の認定に係る認定方針(以下「認定方針」という。)**【新設】**

絶対審査項目 (放送法関係審査基準第10条の3及び認定方針第3条)

- ・ 番組準則(公序良俗、政治的公平等)の遵守
- ・ 番組基準の策定、番組審議機関の設置
- ・ 個人情報の保護
- ・ 有料放送の提供条件の説明、苦情処理
- ・ 表現の自由の享有(1者当たり13セグメントを上限)
- ・ 災害放送の実施
- ・ 設備の保守・管理、障害時の対応体制
- ・ 欠格事由(外資規制及び処罰歴) 等

【絶対審査項目に適合する申請が割当て枠数を超えた場合】

→ 一項目でも不適合＝拒否処分

比較審査基準 (認定方針第4条)

- ・ 事業計画の適正性及び確実性
 - ・ 放送番組の多様性
 - ・ マルチメディア放送の特性を生かしたサービスの推進
 - ・ 青少年の保護
 - ・ 放送番組の制作及び調達に係る取引の適正性等の確保
 - ・ 国内受信者の利益の確保
 - ・ 受信設備の普及に関する事項 等
- 注)一部の項目については、申請枠によって適用しない。

→ 適合性の高いものを認定